

# 火の山公園ロープウェイゴンドラ譲渡募集要項

## 1. 募集目的

長年にわたり多くの市民に親しまれ、下関の風景とともに歩んできた火の山ロープウェイは、66年間の運行を終えました。このロープウェイのゴンドラに新たな活躍の場を与えていただける個人・団体・企業の方に、無償で譲渡します。

## 2. 募集内容

火の山ロープウェイゴンドラ「まんじゅ号」及び「かんじゅ号」の2基  
高さ：約2.4m、長さ：約4.0m、幅：1.6m、重量 約1,600kg

## 3. 募集期間

令和8年4月8日（水）から令和8年5月19日（火）17時まで

## 4. 応募条件

- (1) 本市在住の個人又は、本市に事業所を置く法人、事業主若しくは団体であること。
- (2) 本市内に設置すること。
- (3) 設置場所の土地所有者又は管理者の承諾を得ていること。
- (4) 引き渡し場所からの移送について、運搬業者の手配及び移送に係る費用は申込者の負担とする。
- (5) コレクションのような個人の占有にとどまらず、市民に親しまれるような活用をすること。
- (6) 設置・使用にあたり、法令上の手続き（許可・届出等）が必要な場合は、申込者の責任と負担で行い、関係法令を遵守すること。
- (7) 譲渡後も適切に安全管理及び維持管理し、放置や荒廃状態にしないこと。
- (8) 公序良俗に反する用途に使用しないこと。
- (9) 転売又は第三者への譲渡を目的としないこと。
- (10) 譲渡したゴンドラを不法投棄しないこと。
- (11) 応募者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (12) 譲渡するゴンドラを風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供しないこと。

## 5. 現地見学及び質問について

- (1) ゴンドラのうち、「まんじゅ号」（火の山公園アスレチック設置）は現地にて自由にご覧いただけます。内部見学をご希望の方は共創イノベーション課までご連絡ください。

「かんじゅ号」（火の山公園麓 女神像横設置）は、園内の工事により立入が制限されています。譲渡の申込をされる方は、事前に共創イノベーション課へご連絡のうえ、必ず現物の確認をしてください。

対応時間：平日 9時から 17時 ※土日の見学を希望される場合はご相談ください。

(2) 質問がある場合は、質問票（様式1）を共創イノベーション課へご提出ください。

(3) 見学及び質問票の対応期限は以下のとおりです。

質問票：令和8年5月12日（火）17時まで

見学：令和8年5月18日（月）17時まで

## 6. 申込方法

募集期間内に火の山公園ロープウェイゴンドラ譲渡申込書（様式2）に必要事項を記入の上、電子メール又は持参にて共創イノベーション課へ提出してください。なお、希望数は1基又は2基とし、申込書に希望数を記載してください。2基を希望した場合でも1基のみの譲渡となる場合があります。

### 【提出先・お問い合わせ】

担当：下関市企画政策部共創イノベーション課

住所：下関市南部町1-1 西棟6階

電話：083-231-5838

メール：ssareavi@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

持参受付：平日9時から17時

## 7. 譲渡者の決定

令和8年5月26日（火）予定

譲渡者の決定は以下の流れで行います。

- (1) 申込書の内容により応募条件を満たしているかを審査します。
- (2) 審査を通過した申込者が1人の場合は、希望数を譲渡します。
- (3) 審査を通過した申込者が複数の場合は、1基ずつ抽選を行います。2基を希望した場合でも、1基のみの譲渡となる場合があります。
- (4) 譲渡者にのみ譲渡決定の連絡をします。
- (5) 譲渡者が辞退した場合は、再度抽選を行います。

## 8. 引き渡しについて

引き渡しは下記のいずれかの場所にて、市職員立会いのもと行います。引き渡しを希望する日の5日前までに共創イノベーション課へご連絡ください。

引渡場所：火の山公園アスレチック又は火の山公園麓女神像横

引渡期間：令和8年6月1日（月）から令和8年6月26日（金）

引渡時間：平日9時から17時

なお、引き渡し作業中に生じた事故について市は責任を負いません。また、作業中に火の山公園内の設備等を破損した場合は、申込者の責任において原状回復していただきます。

## 9. その他留意事項

- (1) 譲渡するゴンドラは「かんじゅ号」「まんじゅ号」のいずれかを指定することはできません。
- (2) 譲渡するゴンドラは現状のまま引き渡しを行います。必ず申込み前に現地にて現物をご確認のうえお申し込みください。希望者には「火の山駅」「壇の浦駅」の駅名が記載した看板もお譲りします。ただし、「火の山駅」「壇の浦駅」のいずれかを指定することはできません。
- (3) 現地見学、申込み、引渡し等、本募集に係る一切の費用は申込者の負担とします。
- (4) 譲渡申込書の提出後に譲渡を辞退する場合は、すみやかに辞退届（様式3）を提出してください。
- (5) 申込内容に虚偽が判明した場合又は応募条件を満たさないことが判明した場合は、譲渡決定を取り消すことがあります
- (6) 譲渡に当たっては、応募条件等を記載した覚書を、市と譲渡決定者で締結します。
- (7) 一度譲渡したゴンドラの返却は受け付けません。
- (8) ゴンドラ設置後に市へ完了報告（様式4）を提出してください。
- (9) 譲渡後のゴンドラの管理・修繕等はすべて申込者の責任において行っていただきます。譲渡後に生じた、いかなる問題についても市は責任を負いません。
- (10) 設置・使用・維持管理に起因して生じた事故、苦情、損害（第三者被害を含む）については、申込者の責任と負担により対応してください。
- (11) 譲渡後に応募条件に違反していることが判明した場合は、市は是正を求めることができます。
- (12) 譲渡先での活用について広報を希望される方には、報道機関への情報提供や市公式SNS等で紹介を行います。希望される方は共創イノベーション課へご連絡ください。

## 10. 個人情報の取扱い

申込書にご記入いただいた個人情報は、本募集に係る業務にのみ使用し、その他の目的には使用しません。